第7次水質総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定について

1 総量削減制度の概要

- ① 東京湾など、人口、産業の集積等により汚濁が著しい閉鎖性水域において、流入する生活排水、産業排水等の汚濁負荷の総量を計画的に削減しようとする制度。
- ② 計画目標の達成のため、指定地域内の特定事業場のうち、排水量 50m³/日以上の事業場に、1日に排出が許される汚濁負荷量(総量規制基準)を定め、総量規制を実施。
- ③ 対象物質は、化学的酸素要求量 (COD)、窒素含有量及びりん含有量。
- ④ 現在の第6次計画(目標年度:平成21年度)まで6回にわたり策定。
 - 削減実績: COD でみると、昭和 54 年度当初の 180 トン/日から第 6 次 (平成 21 年度) の 54 トン/日まで削減された。

2 総量削減基本方針(東京湾)について(平成23年6月15日環境大臣通知)

総量削減計画は当方針に基づいて定める。

① 平成26年度を目標年度とした都の削減目標量は以下のとおり。(単位:トン/日)

<u> </u>		
	削減目標量	平成 21 年度実績量
	(平成 26 年度)	()内は6次計画での目標量
化学的酸素要求量(COD)	53	54 (58)
窒素含有量	66	67 (78)
りん含有量	4.8	5.1 (5.8)

② 目標量達成の方途

- ・下水道の計画的整備等の生活排水対策、合流式下水道の改善の推進等。
- ・総量規制対象事業場に業種等の区分ごとに適切な基準を設定し、遵守を徹底。
- ・その他底質汚泥の浚渫の実施等汚濁負荷量の削減に関し必要な事項を実施。

3 環境審議会での審議事項

- ① 第7次総量削減計画の策定について
- ② 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定について

4 今後のスケジュール(予定)

平成23年 7月7日 環境審議会(諮問)

8月4日 水質土壌部会(第1回)

8月中旬~9月上旬 パブリックコメント (2~3週間)

10月中旬 水質土壌部会(第2回)、環境審議会(答申)

10 月下旬~11 月下旬 区市町村長へ意見聴取、環境大臣の同意

12 月中旬 総量削減計画の公告、総量規制基準の告示

第7次総量削減計画

(東京湾における東京都の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画) 総量規制基準

(化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準)